

K-Report

2014年7月1日発行
第4巻 第7号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会

富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階

TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>

FAX 052-261-2612



目次

- 1. 改正情報
- 2. WLB制度の定着に向けて
- 3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 改正年金法が成立

国民年金保険料の納付を猶予する対象者を拡大することなどを柱とした「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が、平成26年6月4日の参議院本会議において可決・成立しました。改正内容は次の通りです。

【改正内容】

① 年金保険料の納付率の向上方策等

- (1) 納付猶予制度の対象者を、30歳未満の者から50歳未満の者に拡大する。
- (2) 大学等の学生納付特例事務法人について、学生から納付猶予の申請の委託を受けた時点から、当該納付猶予を認める。
- (3) 現行の後納制度に代わって、過去5年間の保険料を納付することができる制度を創設する。
- (4) 保険料の全額免除について、指定民間事業者が被保険者からの申請を受託できる制度を設ける。
- (5) 滞納した保険料等に係る延滞金の利率を軽減する。

(※)

- ・ ①(5)については平成27年1月1日、①(4)については平成27年7月1日、①(3)については平成27年10月1日、①(1)については平成28年7月1日
- ・ ②については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
- ・ ③については、社会保障審議会の分科会の新設等は平成27年1月1日、訂正請求の受付・調査の開始は3月1日、訂正決定等の実施は4月1日

② 事務処理誤り等に関する特例保険料の納付等の制度の創設

事務処理誤り等の事由により、国民年金保険料の納付の機会を逸失した場合等について、特例保険料の納付等を可能とする制度を創設する。

③ 年金記録の訂正手続の創設

年金個人情報（国民年金及び厚生年金保険の原簿記録）について、被保険者等による訂正請求を可能とし、民間有識者の審議に基づき厚生労働大臣が訂正する手続を整備する。

④ 年金個人情報の目的外利用・提供の範囲の明確化

年金個人情報の目的外提供ができる場合として、市町村が行う高齢者虐待の事実確認に関する事務等を追加する。

【施行期日】 平成26年10月1日 (※)

2. WLB制度の定着に向けて

■ 制度定着に向けての取組事例

【1】管理職による職場のマネジメント改革

⑤自ら率先して実践を

ワーク・ライフ・バランスを実践しやすい風土を醸成するためには、管理職が率先して制度活用することが有効です。部下だけでなく、管理職自身の働き方も見直すきっかけとするよう促しましょう。管理職が制度を活用し、ワーク・ライフ・バランスを実践していると、部下も自然と倣うようになります。



制度活用を実践するには次のような方法が挙げられます。

- ・ 年次有給休暇の積極的な取得
- ・ 短期間の特別休暇の取得
- など

■自ら両立支援制度を活用して介護との両立を実践

介護をしていることなどを「職場に言える風土」づくりを行うことが重要。自分も会社に影響する家庭事情などの情報は部下にオープンにしている。現在、フレックスタイムと介護サポート休暇を活用して、介護との両立を実践中である。職場に気軽に言える風土ができる、情報を共有できていれば、繁忙期に誰かが突然休んでも、周囲が迷惑するという事象は防げる。

(生命保険業：管理職／1,000人以上)

■率先して年次有給休暇を取得

管理職自らがワーク・ライフ・バランスを実践するために、管理職が率先して年次有給休暇を取得することを勧める「年休取得キャンペーン」を行った。結果として、部下も年次有給休暇を取得しやすくなり、社全体の年次有給休暇取得率が高まった。

(証券／1,000人以上)

3. 所長コラム

■ ドイツ人と日本人の防犯意識について



日本は世界でも有数の「安全国」であるためか、防犯意識が低くなりがちです。しかし、侵入盗は窓や扉を破り、金品だけでなく、時には命まで奪います。日頃から防犯の心構えや工夫をすることが大切です。

重要防護対象であるドイツ領事館で夜間、異常発報があり、10数人の警官が「領事館に泥棒が入った」ということで駆けつけ、結局「誤報」と判明した事案で、10数人の警官の時間単価として、2,000ユーロ（当時のレートで25万円）を請求されたことがあるそうです。警察は、10数人の警察官を派遣したのだから、誤報であれば領事館は警備会社に賠償請求せよということです。

住宅対象の侵入盗のうち、空き巣は、愛知県内で昨年1年間で5,899件。これは、東京と大阪を足した数（5,477件）よりも多く、四国4県と九州8県合計12県（5,634件）よりも多いそうです。（愛知県警講演より）

先日、お話を聞く機会があり、自分の防犯意識の無さを思い知らされました。